

2023年10月6日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市職員組合

執行委員長 包國 雄太



勤務条件変更に係る協議に対する回答について

日頃から、職員組合に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
います。

さて、令和5年10月3日に行われました部長交渉にて協議をいただきました
下記事項1.につきまして、組合員からの意見を踏まえ検討を行ったところ、
佐倉市職員組合として、“妥結”することとしましたので、その旨、回答いたし
ます。

また、下記事項2.につきまして、人事院勧告の内容に準じた千葉県人事委
員会勧告であることが確認されたことから、佐倉市職員組合として、“妥結”す
ることとしましたので、その旨、回答いたします。

なお、下記事項3.につきましては、今後佐倉市において実施に向けて着手
される場合は、内容について協議の場を設けていただきますようお願いします。

記

1. 会計年度任用職員への勤勉手当支給について
2. 令和5年度人事院勧告に基づく給与改定について
(令和5年 千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定について)
3. その他人事院勧告の内容について
(在宅勤務等手当の新設について)